

西宮市議会本会議場の使用に関する要綱

(令和 29 年 10 月 30 日制定)

(目的)

第1条 この要綱は、本会議場の活用を通して市政への関心を喚起し、また高めることを目的として、議会棟使用規程（昭和 47 年西宮市議会規程第 1 号。以下「規程」という。）第4条ただし書きの規定により議長が議会関係者以外の者に本会議場の使用を許可するにあたり、必要な事項を定める。

(使用日及び使用時間)

第2条 本会議場の使用日は、閉会中の平日（市の休日をのぞく。）とする。ただし、議長が特に必要と認めるときはこの限りでない。

- 2 本会議場の使用時間は、規程第 4 条第 3 項の規定にかかわらず、午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、議長が特に必要と認めるときはこの限りでない。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、使用日及び使用時間について議会運営上又は管理上支障があるときは使用できない。

(申請)

第3条 本会議場を使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、使用日の 3 箇月前から使用日の 1 箇月前までに使用申請書を議長に提出し、その許可を得なければならない。

(許可の基準等)

第4条 議長は、前条の申請が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、あらかじめ議会運営委員会に諮問し、その答申を尊重してこれを許可するものとする。

- (1) 申請者が法人その他の社団、財団であり、かつ、使用目的が西宮市議会が共催する事業に使用するためのものであるとき
 - (2) 使用目的が学校園若しくは保育所における授業等又は市が主催する事業に使用するためのものであるとき
 - (3) 前 2 号に掲げるもののほか、議長が特に必要と認めるものであるとき
- 2 議長は、前項の規定による許可に必要な条件を付すことができる。

(使用の禁止)

第5条 議長は、第 3 条の申請における使用目的が次の各号のいずれかに該当すると認めるとときは、前条の規定にかかわらず、使用を許可しない。

- (1) 営利的活動であるとき
- (2) 政治的活動であるとき
- (3) 宗教的活動であるとき

(4) その他公益に反するおそれがあるとき

(許可の変更等)

第6条 第4条による許可の後に議会運営上又は管理上支障が生じたときは、議長は使用日時を変更し、又は許可を取り消すことができる。

(遵守事項)

第7条 使用者は、次の事項を遵守するとともに、事業等の参加者に遵守させなければならない。

- (1) 許可された使用目的以外の目的に使用しないこと。
- (2) 備品を無断で持ち出さないこと。
- (3) 火気を使用しないこと。
- (4) 危険物を持ち込まないこと。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) 議会事務局職員の指示に従うこと。

(許可の取消し等)

第8条 次の各号のいずれかに該当するときは、議長は、許可を取り消し、又は中止させ、退出させることができる。

- (1) 使用者が法令、この要綱又は許可条件に違反したとき。
- (2) 使用者が議会事務局職員の指示に従わないとき。
- (3) 議会において緊急に本会議場を使用する必要が生じたとき。

(原状回復の義務)

第9条 使用者は、本会議場の使用を終了したときは、速やかに原状に回復しなければならない。ただし、議長の許可を得たときはこの限りでない。

(損害賠償)

第10条 使用者は、故意又は重大な過失により施設、附属設備、器具等を滅失、き損、又は汚損したときは、その損害を賠償しなければならない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるものほか、必要な事項は議長が定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成29年10月30日から実施する。
- 2 この要綱の実施前に行われた使用申請については、なお従前の例による。
- 3 この要綱は、令和3年1月4日から実施する。

(様式第1号)

本会議場使用許可申請書

年 月 日

西宮市議会議長 様

(申請者)

団体名 _____

代表者名 _____

住所 _____

電話番号 _____

本会議場の使用許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

使用日	年 月 日
使用時間	午前 午後 時 分 から 午前 午後 時 分 まで
使用目的	
使用予定人数	
使用する機器	<input type="checkbox"/> 大型ディスプレイ <input type="checkbox"/> プロジェクター <input type="checkbox"/> 議席マイク <input type="checkbox"/> 大型スクリーン <input type="checkbox"/> ワイヤレスマイク <input type="checkbox"/> その他 ()
備考	

(※) 事業内容がわかる資料を添付すること。

(様式第2号)

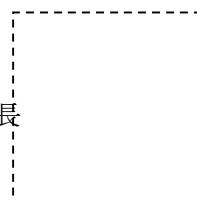
本会議場使用許可書

次のとおり本会議場の使用を許可しますので、通知します。

使用者	団体名 代表者名 住所
使用日	年　月　日
使用時間	午前　午後　　時　　分　　から 午前　午後　　時　　分　　まで
使用目的	
使用予定人数	
使用する機器	<input type="checkbox"/> 大型ディスプレイ <input type="checkbox"/> プロジェクター <input type="checkbox"/> 議席マイク <input type="checkbox"/> 大型スクリーン <input type="checkbox"/> ワイヤレスマイク <input type="checkbox"/> その他（　　　　　　）

年　　月　　日

西宮市議会議長



【 本会議場の使用にあたっては、次の事項を遵守してください。】

- 許可された使用目的以外の目的に使用しないこと。
- 備品を無断で持ち出さないこと。
- 火気を使用しないこと。
- 危険物を持ち込まないこと。
- 飲食又は喫煙をしないこと。
- 議会事務局職員の指示に従うこと。